

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
その翌日とする)

◇告 示 町及び字の区域を変更する旨の届出  
計量器定期検査の実施  
換地計画の適否の決定  
土地区画整理法による換地処分

## 告 示

### 鳥取県告示第二百五十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十五年四月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

区域の変更に係る  
町及び字の名称

同上の区域（昭和四十四年十二月二十日現在の地番による。）

#### 石井字要害

石井字要害のうち一五〇の三、一五〇の四、二六〇の二、二六一の二、二六二の一、二六五の二、二六六の二、二六六の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、石井字砂口一三二の三、一三二の四、一三三の二、一三三の三、一三三の七から一三三の九まで、一三五の二、一三三の一五から一三三の一七まで、一三三の一九、一三三の二〇、一三五の三、一三五の四及びこれらと一体をなす国有地、石井字市場二八二の一、二八二の二、二八三の二、二八三の三及びこれらと一体をなす国有地、奥谷字代官田二五四の二、二五五の三及びこれらと一体をなす国有地並びに奥谷字千房二六一の三、二六二の三、二六三の三、二六四の三、二七三の三の一部、二七三の八及びこれらと一体をなす国有地

#### 石井字砂口

石井字砂口のうち一三二の三、一三二の四、一三三の二、一三三の三、一三三の七から一三三の九まで、一三三の一、一三三の一五から一三三の一七まで、一三三の一九、一三三の二〇、一三五の三、一三五の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

#### 石井字市場

石井字市場のうち二八二の一、二八二の二、二八三の二、二八三の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

#### 奥谷字代官田

奥谷字代官田のうち二五四の二、二五五の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに石井字要害一五〇の三、一五〇の四、二六〇の二及びこれらと一体をなす国有地

奥谷字千房	奥谷字千房のうち二六一の三、二六二の三、二六三の三、二六四の三、二七三の三の一部、二七三の八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに石井字要害二六一の二、二六二の一、二六五の二、二六六の二、二六六の三及びこれらと一体をなす国有地
-------	--

鳥取県告示第二百五十九号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定に基づき、東伯郡の計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和四十五年四月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査日 時	検査区域	検査場所
五月 十三日 午前十時 午後三時	から 東伯郡関金町	山守小学校
十四日 "	"	関金町中央公民館
十五日 午前十時 正午	から 三朝町	南小学校
" 午後一時三十分から 午後三時三十分まで	"	西小学校
" 十八日 午前九時三十分から 午後三時	"	三朝農業協同組合 三朝支所
" 十九日 午前十時 午後一時	から 三朝支所	三徳支所
" 二十日 午前九時三十分から 正午	まで 羽合町	宇野小学校

"	午後一時三十分から 午後三時三十分まで	"	浅津農業協同組合
"	二十一日 午前九時三十分から 午後三時三十分まで	"	長瀬小学校
"	二十二日 午前十時 正午	から 東郷町	舎人公民館
"	午後一時 午後三時	から 東郷町	東郷小学校
"	二十五日 午前十時 午後三時三十分まで	から	花見小学校
"	二十六日 午前九時三十分から 午後三時	まで	五区公民館
"	二十七日 "	" 泊村	園共同撰果場

鳥取県告示第二百六十号

東伯郡羽合町大字久留九十八番地四羽合砂丘土地改良区から申請のあった東伯郡羽合町羽合砂丘地区の換地計画について、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年四月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類
  - 二 縦覧に供する期間
- 換地計画書の写し
- 昭和四十五年四月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所  
羽合町役場

鳥取県告示第二百六十一号

米子市石井要害土地区画整理事業施行地区の宅地について、昭和四十五年三月二十八日換地処分があつたので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第四項後段の規定により告示する。

昭和四十五年四月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗